

羽村市事業者復活支援事業助成金 申請要項

羽村市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、経済活動に大きな影響を受けている市内事業者の事業継続や事業の立て直しなどを支援するため、羽村市事業者復活支援事業助成金を交付します。

対象要件 次の全ての要件を満たすことが必要です。

- (1) 令和3年10月以前から市内に営業実態のある事務所または事業所を置く事業者で、市内で事業を営むことによって事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- (2) 市内に本店もしくは支店の登記がある法人または市内に住民票がある個人事業主であること。ただし、市内に本店もしくは支店の登記がない場合は、確定申告書等において市内に事業所があることが確認できること。
- (3) 羽村市に申告をしており、申請時において既に納期の到来した市税を完納していること。ただし、徴収猶予を受けている市税を除く。(賦課期日等により課税がない場合を除く。)
- (4) 国の「事業復活支援金」の交付を受けていないこと。
- (5) 次のいずれかに該当すること (3ページ目以降の概要①～③ならびに別紙算出用シートもあわせてご確認ください。)
 - ①【**基本**】令和3年11月から令和4年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、平成30年11月から令和3年3月までの任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して10%以上減少していること。
 - ②【**白色申告等特例**】個人事業主等確定申告書において月間事業収入が確認できない場合(白色申告)
令和3年11月から令和4年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、平成30年11月から令和3年3月までの基準月を含む年の月平均の売上高と比較して10%以上減少していること。
 - ③【**開業(設立)特例**】令和2年12月以降の開業者
令和3年11月から令和4年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、開業月から令和3年12月までの月平均の売上高と比較して10%以上減少していること。

※暴力団や暴力団関係者、政治団体、宗教上の組織・団体の他、風俗営業のうち助成金の趣旨に照らして適当でないと羽村市長が判断する場合は対象外となります。

※令和4年1月21日から3月21日までの営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を受給する事業者は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の売上に加えてください。詳しくは2ページ目をご確認ください。

助成金の額 各要件により計算方法が異なりますので、3 ページ目以降の概要①～③ならびに別紙算出用シートをご確認ください。

①【基本】基準期間の売上高合計－（対象月の売上高×5）＝算出額

②【白色申告等特例】基準期間の売上高合計－（対象月の売上高×5）＝算出額

③【開業（設立）特例】（開業日の属する月から令和3年12月までの月平均の売上高×5）－（対象月の売上高×5）＝算出額

★算出額が上限額以上の場合は上限額が助成額

★算出額が上限額に満たない場合は算出額が助成額

※国や地方公共団体からの補助金・助成金（持続化給付金、月次支援金等）は売上から除きます。ただし、令和4年1月21日から3月21日までの営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を受給する事業者は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の売上に加えてください。詳しくは下記をご確認ください。

【協力金等の協力期間が対象月の前月や翌月にまたぐ場合の算出方法】

協力金等の1日当たりの単価×対象月中の協力日数

例) 要請期間（1月21日から2月13日）の全日協力し、72万円（3万円×24日間（1月は11日間））の協力金を受給。羽村市事業者復活支援助成金では1月（月間事業収入100万円）を対象月として選択。

100万円+3万円×11日間＝133万円（133万円を対象月の月間事業収入として用い、売上減少要件を判断）

助成上限額 個人事業主：15万円 法人：30万円

概要① 【基本】

対象月	令和3年11月から令和4年3月のいずれかの月
基準月	平成30年11月から令和3年3月までの対象月と同じ月
基準期間	平成30年11月～平成31年3月 令和元年11月～令和2年3月 令和2年11月～令和3年3月 のうち基準月を含む期間
減少率	$(\text{基準月の売上高} - \text{対象月の売上高}) \div \text{基準月の売上高} \times 100$
助成金の額	基準期間の売上高合計 - (対象月の売上高 × 5)
上限額	個人事業主：15万円 法人：30万円

例) 平成30年11月～平成31年3月を基準期間、令和3年11月を対象月とする場合

基準期間	平成30年		平成31年			基準期間の 売上高合計
	11月	12月	1月	2月	3月	
	40万円 (★)	30万円	30万円	30万円	30万円	160万円 (☆)

基準月の売上高

対象月	令和3年		令和4年		
	11月	12月	1月	2月	3月
	30万円 (○)	40万円	40万円	40万円	40万円

対象月の売上高

【減少率】 $(40\text{万円}(\star) - 30\text{万円}(\circ)) \div 40\text{万円}(\star) \times 100 = 25\%$ ←減少率

【助成金の額の算出】 $160\text{万円}(\star) - (30\text{万円}(\circ) \times 5) = 10\text{万円}$ ←算出額

【交付申請額】 10万円

※算出額が給付上限額を超えない場合は、算出額がそのまま交付申請額となります。

※算出額が給付上限額を超える場合は、個人事業主 15万円、法人 30万円が交付申請額となります。

概要② 【白色申告等特例】

対象月	令和3年11月から令和4年3月のいずれかの月
基準月	平成30年11月から令和3年3月までの対象月と同じ月
基準期間	平成30年11月～平成31年3月 令和元年11月～令和2年3月 令和2年11月～令和3年3月 のうち基準月を含む期間
基準月の売上高	基準月を含む年の平均売上高（年間売上高÷12）
減少率	（基準月の売上高－対象月の売上高）÷基準月の売上高×100
助成金の額	{(基準期間内の11月・12月を含む年の月平均売上高×2) + (基準期間内の1月・2月・3月を含む年の月平均売上高×3)} - (対象月の売上高×5)
上限額	個人事業主：15万円 法人：30万円

例) 平成30年11月～平成31年3月を基準期間、令和3年11月を対象月とする場合

基準月の売上高

基準期間	平成30年（11月、12月）	
	売上高の月平均	年間売上高
	30万円（360万円÷12カ月）（★）	360万円
	平成31年（1月、2月、3月）	
	売上高の月平均	年間売上高
	40万円（480万円÷12カ月）（☆）	480万円

対象月	令和3年		令和4年		
	11月	12月	1月	2月	3月
	25万円（○）	40万円	30万円	20万円	30万円

対象月の売上高

【減少率】(30万円(★) - 25万円(○)) ÷ 30万円(★) × 100 = 16% ←減少率

【助成金の額の算出】{(30万円(★) × 2) + (40万円(☆) × 3)} - (25万円(○) × 5) = 55万円 ←算出額

【交付申請額】 個人事業主：15万円 法人：30万円

算出額が給付上限額を超えない場合は、算出額がそのまま交付申請額となります。

算出額が給付上限額を超える場合は、個人事業主 15万円、法人 30万円が交付申請額となります。

概要③ 【開業（設立）特例】

対象月	令和3年11月から令和4年3月のいずれかの月
基準月の売上高	開業月から令和3年12月までの月平均売上高
減少率	(基準月の売上高－対象月の売上高) ÷ 基準月の売上高 × 100
助成金の額	(開業月から令和3年12月までの月平均売上高 × 5) - (対象月の売上高 × 5)
上限額	個人事業主：15万円 法人：30万円

例) 令和3年6月に開業し、対象月が令和4年2月の場合

令和2年	令和3年												令和4年		
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
/	/	/	/	/	/	30 万円	40 万円	40 万円	50 万円	20 万円	40 万円	60 万円	40 万円	30 万円 (○)	40 万円

6月から12月までの合計売上高：280万円
 月平均の売上高：40万円 (280万円 ÷ 7ヵ月) (★)

対象月の売上高

基準月の売上高

【減少率】 (40万円 (★) - 30万円 (○)) ÷ 40万円 (★) × 100 = 25% ← 減少率

【助成金の額の算出】 (40万円 (★) × 5) - (30万円 (○) × 5) = 50万円 ← 算出額

【交付申請額】 個人事業主：15万円 法人：30万円

※算出額が給付上限額を超えない場合は、算出額がそのまま交付申請額となります。

※算出額が給付上限額を超える場合は、個人事業主 15万円、法人 30万円が交付申請額となります。

申請期間 令和4年4月18日（月）から令和4年9月30日（金）（当日の消印まで有効）

※申請期間内であっても、予算額に達した場合は受付を終了します。

申請方法 所定の申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、羽村市役所へ郵送にて提出してください。

郵送先：〒205-8601 羽村市産業振興課 事業者復活支援事業助成金担当（所在地記載不要）

※窓口での申請は出来ませんのでご注意ください。

提出書類 申請書に添付した書類は返還しませんので、この申請以外で必要となる書類は写しを提出してください。

（1）個人事業主の場合

①交付申請書兼請求書（様式第1号）、誓約書および同意書（様式第1号別紙）

②住民票の写し（取得後3か月以内の原本または写し）

※羽村市に住民票がある場合は、添付を省略できます

③・確定申告書第一表の控えの写し

・所得税青色申告決算書（P1,P2）の控えの写し（青色申告の場合）

※收受日付印または、受付日および受付番号があるもの。

「e-Taxによる申告」で確定申告書の收受日付印等がない場合は、
受信通知（メール詳細）も添付してください。

※提出が必要な確定申告書類の年は、表にて確認してください。

④令和3年10月以前から市内に事務所または事業所があることがわかるもの

（令和3年分収支内訳書P1の控え（白色申告）、開業届、営業許可証など）

※提出する確定申告書により確認できない場合のみ

⑤対象月の売上がわかるもの（月次試算表、損益計算書、売上台帳など）

⑥申請者本人名義の振込先口座の通帳の写しまたは電子通帳の画面コピーなど

（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義のわかるページ）

⑦羽村市事業者復活支援事業助成金申請時チェックリスト（申請書を郵送する前に必ず確認していただき、チェックリストも同封してください。）

提出が必要な確定申告書類の年				
選択する基準期間	平成30年	令和元年 (平成31年)	令和2年	令和3年
平成30年11月～ 平成31年3月	必要	必要	不要	必要
令和元年11月～ 令和2年3月	不要	必要	必要	必要
令和2年11月～ 令和3年3月	不要	不要	必要	必要

(2) 法人の場合

- ① 交付申請書兼請求書（様式第1号）、誓約書および同意書（様式第1号別紙）
- ② 履歴事項全部証明書（取得後3か月以内の原本または写し）
- ③ ・法人市民税の確定申告書（第二十号様式）の控えの写し（羽村市長あてのもの）
 - ・法人事業概況説明書（月別の売上高等の状況記載ページ含む）の控えの写し

※收受日付印または、受付日および受付番号があるもの。

「e-Taxによる申告」で確定申告書の收受日付印等がない場合は、受信通知（メール詳細）も添付してください。

※提出が必要な確定申告書類の年は、表にて確認してください。

【3月～10月決算】

提出が必要な確定申告書類の年				
選択する基準期間	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度
平成30年11月～ 平成31年3月	必要	不要	不要	必要
令和元年11月～ 令和2年3月	不要	必要	不要	必要
令和2年11月～ 令和3年3月	不要	不要	必要	必要

【11月決算】

提出が必要な確定申告書類の年				
選択する基準期間	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度
平成30年11月～ 平成31年3月	必要	必要	不要	必要
令和元年11月～ 令和2年3月	不要	必要	必要	必要
令和2年11月～ 令和3年3月	不要	不要	必要	必要

※令和3年度の申告書がない場合は、令和2年度の申告書を提出してください。

【12・1・2月決算】

提出が必要な確定申告書類の年				
選択する基準期間	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度
平成30年11月～ 平成31年3月	必要	必要	不要	必要
令和元年11月～ 令和2年3月	不要	必要	必要	必要
令和2年11月～ 令和3年3月	不要	不要	必要	必要

【令和2年12月以降に設立】

設立後申告したすべての確定申告書

ただし、設立後決算を迎えていないなど、確定申告書類が提出できない場合は、同期間の月次の法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたものが確認できるもので代替することができます。

- ④対象月の売上高がわかるもの（月次試算表、損益計算書、売上台帳など）
- ⑤法人名義または代表者名義の振込先口座の通帳の写しまたは電子通帳の画面コピーなど（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義のわかるページ）
- ⑥羽村市事業者復活支援事業助成金申請時チェックリスト
（申請書を郵送する前に必ず確認していただき、チェックリストも同封してください。）

※助成金申請時チェックリストをよく確認しながら書類をご準備ください。

書類に不備があると助成金のお振込みに時間がかかりますのでご注意ください。

申請書の入手方法

羽村市公式サイトからダウンロードしてください。

※ダウンロードが困難な場合は、羽村市役所西分室 産業振興課、羽村市役所庁舎1階 案内、羽村市商工会で配布します。

交付決定通知及び不交付決定通知

申請内容の審査の結果、交付決定となった場合、通知はお送りしません。口座への振り込みにより交付決定通知に代えさせていただきます。

口座への振り込みは、申請を受理して約3～4週間後の見込みです。なお、不交付決定となった場合には通知をお送りします。

その他

- ・虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたときは交付決定を取り消し、助成金を全額返還していただきます。
- ・この助成金は課税対象となります。

問合せ先

羽村市 産業環境部 産業振興課 商工観光係

電話：042-555-1111 内線 655～657 E-mail：s206000@city.hamura.tokyo.jp